

保存期間 3年

地発第129号

令和7年3月25日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

地域部地域課巡回連絡推進係の設置について

本県では、昨年6月以降、「巡回連絡を活用した犯罪へのディフェンス力強化対策」として、令和9年5月までに県内の全世帯を一巡することを目標に掲げた重要施策を推進中である。

一方、取組開始から7か月を経過した昨年12月末現在、約23万世帯（実施率約19%）の巡回連絡を実施したが、特に一般世帯については、共働きによる不在率が非常に高く、一部のマンションでは居住者との面会を拒否されるなど、効率的な巡回連絡の実施に課題が生じている。さらに、施策の中心となる交番・駐在所の地域警察官は、警察事象への初動対応を担うほか、護送や看守等に従事する場合もあることから、巡回連絡を実施する時間の確保も大きな課題となっている。

そこで、警察署の支援体制の強化を図るため、この度、地域部地域課内に「巡回連絡推進係」を新設し、巡回連絡に専従する地域警察官を警察署に派遣することで、上記課題を克服し、巡回連絡の円滑な推進及び実効性の確保に取り組むこととした。

各位にあっては、その趣旨を踏まえた上で、本対策をより一層強力に推進し、県民のディフェンス力の強化に努められたい。

記

1 運用開始日

令和7年4月1日

2 配置

地域部地域課指導第三補佐の下に巡回連絡推進係を置く。

3 任務

巡回連絡専従要員として、派遣された警察署において巡回連絡を推進する。

4 派遣先警察署の選定

地域部地域課長は、各警察署の巡回連絡の推進状況等を踏まえ、派遣先警察署を選定し、係員を派遣する。

また、警察署長は、自署の巡回連絡の推進状況等を踏まえ、地域部地域課長に対し、係員の派遣を要請することができる。

この場合において、地域部地域課長は、当該警察署に対する係員の派遣の要否を検討する。

5 その他

本通達に定めるもののほか、巡回連絡推進係の運用に関する必要な事項については、地域部長が別に定める。